

事務事業名	特別障害者手当等給付事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8129		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和61 年度～）			
予算科目	1.一般会計		3.民生費			1.社会福祉費		1.社会福祉総務費	
事業概要	身体又は精神に著しく重度の障がい有する者に、手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としている。 特別障害者手当 身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の障がい者に対して、月額２６，８３０円を２・５・８・１１月に給付 障害児福祉手当 身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする２０歳未満の障がい者に対して、月額１４，６００円を２・５・８・１１月に給付 福祉手当（経過的） 昭和６１年４月１日の法改正に伴い廃止された福祉手当の受給資格を有する２０歳以上の方で、特別障害者手当及び障害者基礎年金を受給できない障がい者に対して、月額１４，６００円を２・５・８・１１月に給付 いずれも所得制限がある。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 特別障害者手当等対象者から申請を受け、認定事務を行い、支払いをする。 物価の変動により手当の額改定を実施。 特別障害者手当 26,620円⇒26,830円 障害児福祉手当 14,480円⇒14,600円 福祉手当（経過的）14,480円⇒14,600円 （平成28年度新規申請者数：9人） 29年度計画 前年度同様。物価の変動により手当の額改定を実施。 特別障害者手当 26,830円⇒26,810円 障害児福祉手当 14,600円⇒14,580円 福祉手当（経過的）14,600円⇒14,580円	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 特別障害者手当申請者数	人	63	66	65	65	64
	イ 障害児福祉手当申請者数	人	34	31	29	29	41
	ウ 福祉手当（経過的）申請者数	人	1	1	1	0	0
	エ 給付額	千円	24,558	26,363	25,877	25,789	27,789
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 身障手帳1・2級所持者 療育手帳A1所持者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 身障手帳1・2級所持者数	人	1,361	1,260	1,297	1,283	1,288
	イ 療育手帳A1・A所持者数	人	93	92	98	98	100
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者の所得保障と、重度の障がいにより必要とされる負担の軽減を図る。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 特別障害者手当受給者数	人	63	66	65	65	64
	イ 障害児福祉手当受給者数	人	34	31	29	29	41
	ウ 福祉手当（経過的）受給者数	人	1	1	1	0	0
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加してもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 給付により経済的負担が軽減された障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	18,418	19,772	19,367	19,381	20,841
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	6,407	6,802	6,774	6,636	7,222
			事業費計 (A)	千円	24,825	26,574	26,141	26,017	28,063
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	78	80	82	82	84	
		人件費計 (B)	千円	317	338	344	341	349	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	25,142	26,912	26,485	26,358	28,412	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	精神又は身体は重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、最重度の障がい者等については、その負担の軽減を図る一助として昭和61年4月から開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	物価変動により手当金額が変動している。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 手当てを支給することで負担の軽減を図ることは、障がい者の自立の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行っているので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて行っているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行っているので削減することができない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で行っているので、人件費の削減余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							